

# 障害者活躍推進計画

令和2年3月

東松山市議会

# 目 次

I	策定の背景・趣旨	1
II	計画の概要	2
	1 東松山市議会における現状	
	2 計画期間	
	3 計画の目標	
III	計画における取組	3
	1 体制整備について	
	2 職務の選定・創出について	
	3 環境整備・人事管理について	
	4 その他の取組について	

## I 策定の背景・趣旨

日本における障害者を取り巻く雇用環境については、障害者の雇用に係る最初の法律となる「身体障害者雇用促進法」が昭和35年に制定されました。この法律では、一定数以上の労働者を雇用している民間企業や地方公共団体を対象に、常用労働者のうち障害者をどのくらいの割合で雇う必要があるかを定めた「法定雇用率」が規定されました。当初は、公的機関は義務、民間企業は努力目標とされていましたが、昭和51年には全ての企業に法定雇用率が義務化されることとなりました。

昭和62年には、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」という）」に改正され、法の対象となる範囲も、身体障害者から、知的障害者や精神障害者を含む全ての障害者に拡大されました。それ以降、幾度の法改正を経て、現在は知的障害者や精神障害者の雇用についても義務化されているところです。

少子高齢化、人口減少社会を迎える現代にあって、障害者の自立や社会参加を図り、また、様々な障害の特性に応じて、能力を十分に発揮できる社会を実現していくことが求められています。

また、国などの行政機関における障害者雇用に係る不適切な計上等の事案が相次いで判明したことは記憶に新しく、率先して障害者雇用に取り組むべき行政機関は、障害を有する職員にとって安心して働ける職場環境の整備を進めていかなければなりません。

そうした中、令和元年6月に障害者雇用促進法が改正されました。この改正により、国及び地方公共団体の任命権者は障害を有する職員の職業生活における活躍の推進に関する取組についての計画作成が義務付けられたことから、この度、当市における今後の指針となる「障害者活躍推進計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、障害を有する職員が能力を最大限に発揮し、いきいきと働ける職場の実現に取り組んでいきます。

## Ⅱ 計画の概要

### 1 東松山市議会事務局における現状

東松山市議会事務局は、職員総数が6人程度の小規模な機関であり、これまで障害者雇用に係る取組は特段実施していません。

しかしながら、人事異動により障害を有する職員が在籍することも想定されるため、市長部局と連携を図り、障害を有する職員の受入体制を整備していくことが求められています。

### 2 計画の期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。

なお、社会情勢の著しい変化等により改定の必要が生じた場合は適宜見直しを行います。

### 3 計画の目標

本計画の達成指標として、次の2つの目標を設定します。

#### ①採用に関する目標

障害を有する方でも就労できる業務がないかを検討し、必要に応じて市長部局へ障害者枠の職員採用を要請していくほか、障害者雇用の推進に関する理解を促進する。

#### ②定着に関する目標

障害を有する職員が現時点で在籍していないことから、当該項目の目標は設定しない。

※今後、障害を有する職員の定着状況を必要に応じて、把握していく。

## Ⅲ 計画における取組

### 1 体制整備について

障害者職業生活相談員の選任が必要となることが見込まれる場合には、埼玉労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習の受講等を通じて、知識習得を図ります。また、労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座（出前講座）」を活用し、管理職（副課長級以上）の参加を求め、様々な障害に関する理解の促進を図ります。

### 2 職務の選定・創出について

現時点で障害を有する職員は在籍していませんが、市長部局などで採用されている職員の障害内容を踏まえ、人事異動等により在籍することとなった場合を想定し、円滑な業務遂行に取り組む上で妨げとなりうる事象の解消を図ります。

### 3 環境整備・人事管理について

障害を有する職員が円滑、かつ、安心して業務に取り組めるようマニュアル・チェックリストなどの作成、業務手順の簡素化・見直しを積極的に図ります。

また、正規職員の採用を独自で実施することは想定していませんが、市長部局等の取組に倣い、会計年度任用職員の募集・採用に際して、以下の取扱いを行わないよう徹底します。

- ・特定の障害者を排除し、又は特定の障害に限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。

### 4 その他の取組について

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を行うことで、障害者の活躍の場の拡大を推進します。

埼玉県東松山市  
議会事務局

TEL : 0493-23-2221

FAX : 0493-25-3660